

# 鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26 年 7 月 18 日 提出  
御嵩（県） - 1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	東濃不動産鑑定事務所												
御嵩（県）	-1	岐阜県	岐阜第 1 分科会	氏名	不動産鑑定士 牧野 信人												
印						印											
<b>鑑定評価額</b> 7,230,000 円 <b>1 m<sup>2</sup>当たりの価格</b> 26,200 円/m <sup>2</sup>																	
<b>1 基本的事項</b>																	
(1) 価格時点	平成 26 年 7 月 1 日	(4) 鑑定評価日	平成 26 年 7 月 7 日	(6) 路線価又は倍率	[平成 26 年 1 月]	円/m <sup>2</sup>											
(2) 実地調査日	平成 26 年 7 月 2 日	(5) 価格の種類	正常価格	(6) 路線価又は倍率	1.1 倍												
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価																
<b>2 鑑定評価額の決定の理由の要旨</b>																	
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	可児郡御嵩町伏見字狐塚 618 番 3	②地積 (m <sup>2</sup> )	276	⑨法令上の規制等												
(2) 近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都) 1 住居 (60,200)										
	1:2.5	住宅 W2	一般住宅を主体に農地も見られる住宅地域	北 5.5m 町道	水道 下水	明智 850m	(その他)										
(2) 近隣地域	①範囲	東 150 m、西 150 m、南 150 m、北 150 m	②標準的使用	低層住宅地													
(3) 最有効使用の判定	③標準的画地の形状等	間口 約 11.0 m、奥行 約 22.0 m、規模 240 m <sup>2</sup> 程度、形状 長方形	④地域的特性	特記	近隣地域の一部が空洞地区となっている。	街 基準方位 北 5.5m 町道	交通 明智駅 北西 850m	法令 (都) 1 住居 (60,200)	規制								
	⑤地域要因の将来予測	既成住宅地域として熟成しており、特に地域要因に大きな変化はない。今後も現状の住環境を維持しつつ推移するものと予測する。地価は依然、弱含みの傾向にある。															
(4) 対象基準地の個別的原因					方位	0.0											
(5) 鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格	26,200 円/m <sup>2</sup>	(6) 市場の特性					同一需給圏は名鉄広見線で明智駅、御嵩駅を利用を前提とする御嵩町西部及び中部の住宅地域である。需要者の中心は、町内に在住する一次取得者層である。可児市と接する形で大型ショッピングセンターも存し、圏内の住宅地は西に向かうほど市場での人気が高くなる傾向にある。近年西端に位置する上戸土地区ではミニ開発が堅調な動きを見せている。中心となる価格帯は、土地は 800 万円前後、中古住宅は 1,200 万円前後である。地価は下落傾向を予想する。								
(7) 評価額の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	収益還元法	収益価格	13,800 円/m <sup>2</sup>														
	原価法	積算価格	/ 円/m <sup>2</sup>														
	開発法	開発法による価格	/ 円/m <sup>2</sup>														
(8) 公示標準価格としました	① □ 代表標準地 標準地番号 御嵩 -1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳	街路 0.0	地域要因 街路 -0.3								
(9) 指定からの基準地検討	公示価格 25,000 円/m <sup>2</sup>	[ 98.9 ] / 100	[ 100 ] [ 100.9 ]	[ 100 ] / [ 94.0 ]	[ 100 ] / 100	26,100	標準化補正	交通 0.0	交通 +7.1								
	① 指定基準地番号 可児 -9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳	環境 0.0	環境 -12.0								
(10) 対象標準価格の検討	前年指定基準地の価格 35,000 円/m <sup>2</sup>	[ 100 ] / 100	[ 100 ] [ 100 ]	[ 100 ] / [ 133.9 ]	[ 100 ] / 100	26,100	標準化補正	画地 +0.9	行政 0.0								
	①-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規	前年標準価格 26,500 円/m <sup>2</sup>	③価格変動状況	[一般的要因]	人口減少及び亜炭鉱の課題がある一方、国道 21 号バイパスの横断、東海環状自動車道の縦断で、周辺市町へのアクセスは飛躍的に改善。												
(10) 対象標準価格の検討	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地	標準地番号 -	[地域要因]	可児市及び美濃加茂市に近い地域で、既成住宅地として熟成しており、地域要因に大きな変化は見られない。					その他の要因								
	公示価格 円/m <sup>2</sup>		[個別的原因]	個別的原因に変動はない。													
②変動率	年間 -1.1 %	半年間 %															

# 鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26 年 7 月 18 日 提出  
御嵩（県） - 2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	東濃不動産鑑定事務所								
御嵩（県） -2		岐阜県	岐阜第 1 分科会	氏名	不動産鑑定士 牧野 信人		印						
鑑定評価額		5,260,000 円		1 m <sup>2</sup> 当たりの価格			14,300 円/m <sup>2</sup>						
1 基本的事項													
(1) 価格時点		平成 26 年 7 月 1 日		(4) 鑑定評価日	平成 26 年 7 月 7 日		(6) 路線価又は倍率 倍率種別	[平成 26 年 1 月] 路線価又は倍率	円/m <sup>2</sup>				
(2) 実地調査日		平成 26 年 7 月 2 日		(5) 価格の種類	正常価格			1.1 倍					
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児郡御嵩町中切字下平田 1449 番 2					②地積 (m <sup>2</sup> )	368 ( )	⑨法令上の規制等			
	③形状		④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都) (60, 200)					
	4:1	住宅 W 2	農地が多い中に一般住宅等が散在する住宅地域	東 5m 町道、南側道	水道	御嵩 3.2km		(その他) (70, 200)					
(2) 近隣地域	①範囲	東 100m、西 100m、南 50m、北 50m		②標準的使用	低層住宅地								
	③標準的画地の形状等	間口 約 20.0m、奥行 約 15.0m、規模 300 m <sup>2</sup> 程度、形状 長方形											
	④地域的特性	特記	近隣地域の一部が空洞地区となっている。	街	基準方位 北 5m 町道	交通	御嵩駅 東 3.2km	法令	(都) (60, 200)				
	⑤地域要因の将来予測	近隣地域において、新築住宅の建設も見られるが、熟成度が低い農家集落地域であり、環境の変化に乏しい。よって、今後とも現状のまま推移すると予測する。過疎化の傾向がみられ、地価は下落傾向の継続を予測する。											
(3) 最有効使用の判定		低層住宅地				(4) 対象基準地の個別的要因		間口・奥行の関係		-1.0			
(5) 鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	14,300 円/m <sup>2</sup>				方位		+1.0			
		収益還元法	収益価格	/ 円/m <sup>2</sup>				角地		+3.0			
		原価法	積算価格	/ 円/m <sup>2</sup>									
開発法		開発法による価格	/ 円/m <sup>2</sup>										
(6) 市場の特性		同一需給圏は名鉄広見線沿いで、御嵩町内に存する郊外の住宅地域。需要者の中心は、町内に在住する一次取得者層である。圏内に存する郊外住宅団地や散発的に行われるミニ開発地では若干の取引が見られるが、それ以外の集落地域では地縁的選好性が強く、外部からの需要が流れ込みにくい状況にあるため、取引は殆ど見られない。中心となる価格帯は、土地は 500 万円前後、中古住宅は 1,000 万円前後である。需給は依然として、弱含みの傾向にある。											
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		農地の中の一般住宅が散在する地域で、新規アパート物件は数年皆無の状態で、不動産に対するあり方も賃貸より自己所有を前提としており、収益還元法の適用を断念した。一方、比準価格は御嵩町内の類似の住宅地の取引事例を中心に選択し、比準価格の決定に際しても、事例を再度精査しており信頼性は高い。快適性を重視する住宅地域で、自用の取引が大半であることから、指定基準地等との検討を踏まえ、比準価格を採用し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8) 公示標準価格とした	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 御嵩 -1	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	+0.2	
	公示価格 25,000 円/m <sup>2</sup>	[ 98.9 ] 100	[ 100 ] [ 100.9 ]	[ 100 ] [ 174.7 ]	[ 103.0 ] 100	14,400		交通	0.0	交通	+27.3		
(9) 指定からの基準地検討	① 指定基準地番号 可児 -9	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の比準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳 標準化補正	環境	0.0	環境	環境	+37.0	
	前年指定基準地の価格 35,000 円/m <sup>2</sup>	[ 100 ] 100	[ 100 ] [ 100 ]	[ 100 ] [ 250.1 ]	[ 103.0 ] 100	14,400		画地	+0.9	行政	0.0	行政	0.0
								その他	0.0	その他	0.0	その他	0.0
(10) 対象標準価格の検討の前から	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 14,700 円/m <sup>2</sup>	(3) 価格変動形成要因の状況	[ 一般的要因 ]		人口減少及び亜炭鉱の課題がある一方、国道 21 号バイパスの横断、東海環状自動車道の縦断で、周辺市町へのアクセスは飛躍的に改善。								
	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m <sup>2</sup>		[ 地域要因 ]		近年、近隣地域周辺で、一般住宅等の新築が散見される程度で、価格形成に影響を及ぼす地域要因の変化は見られない。								
			[ 個別的要因 ]		東側接面道路に未舗装部分が認められるほか、個別的要因に変動はない。								
	② 変動率		年間 -2.7 %	半年間 %									

# 鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26 年 7 月 18 日 提出  
御嵩（県） 5-1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	東濃不動産鑑定事務所						
御嵩（県） 5-1		岐阜県	岐阜第 1 分科会	氏名	不動産鑑定士 牧野 信人		印				
鑑定評価額		10,300,000 円		1 m <sup>2</sup> 当たりの価格					29,800 円/m <sup>2</sup>		
1 基本的事項											
(1) 価格時点		平成 26 年 7 月 1 日		(4) 鑑定評価日	平成 26 年 7 月 7 日		(6) 路線価又は倍率 倍率種別	[平成 26 年 1 月] 路線価又は倍率	円/m <sup>2</sup>		
(2) 実地調査日		平成 26 年 7 月 2 日		(5) 価格の種類	正常価格			1.1 倍			
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児郡御嵩町中字大門東 2418 番 5					②地積 (m <sup>2</sup> )	346 ( )	⑨法令上の規制等	
	③形状		④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都) 近商 (80, 200)			
	1:1.5		店舗兼住宅 S 2	幹線道路沿いに小売店舗・住宅等が混在する近隣商業地域	東12m町道、北側道	水道下水	御嵩 360m	(その他) (90, 200)			
(2) 近隣地域	①範囲	東 50 m、西 15 m、南 50 m、北 100 m		②標準的使用	低層店舗付住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口 約 15.0 m、奥行 約 20.0 m、規模 300 m <sup>2</sup> 程度、形状 長方形									
	④地域的特性	特記	近隣地域は空洞地区となっている。	街	12 m 町道	交通	御嵩駅 北 360m	法令	(都) 近商 (80, 200)		
	⑤地域要因の将来予測	国道 21 号バイパスの完成、御嵩駅利用客の減少等の影響下、商業地としての需要は低迷しており、新規出店需要の誘引は極めて弱い。よって、地価の下落傾向の継続を予測する。									
(3) 最有効使用の判定		低層店舗兼住宅地					(4) 対象基準地の個別の要因	角地		+6.0	
(5) 鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格 30,400 円/m <sup>2</sup>								
		収益還元法	収益価格 16,200 円/m <sup>2</sup>								
		原価法	積算価格 / 円/m <sup>2</sup>								
		開発法	開発法による価格 / 円/m <sup>2</sup>								
(6) 市場の特性		同一需給圏は、名鉄広見線沿いで、御嵩町内の近隣商業地を中心に、隣接可児市及び八百津町の商業地を包含する。需要者の中心は近隣地域が商店街であるため、市内に地縁を有する小規模事業者である。既存事業者の高齢化、後継者の不在と郊外における全国展開型店舗の参入により事業縮小、廃業が増加しつつある。よって、新規出店需要は弱く、住宅移行地化の進展を予測する。事業規模及び目的が日々で、中心となる価格帯を見出すことは困難な状況にある。									
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		近隣地域は旧来からの個人商店主を中心とした近隣商業地域で、賃貸市場は相対的に成熟しているが、需要はまだ弱く、空室率が高まる傾向で、賃料は下落傾向にあるため、収益価格は低く試算された。一方、比準価格は御嵩町内の商業地の事例を中心に選択、また、価格決定は特に、事例に内在する諸事情を吟味しており、実証的で信頼性は高い。よって、比準価格を標準に、収益価格を参考に、指定基準地等との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8) 公示標準価格とした	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 御嵩 5-1	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因	街路 +2.3	
	公示価格 32,000 円/m <sup>2</sup>	[ 99.9 ] 100	[ 100 ] [ 100 ]	[ 100 ] [ 114.0 ]	[ 106.0 ] 100	29,700		交通 0.0	交通 -19.9		
(9) 指定から基準地の検討	① 指定基準地番号 可児 5-2	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の比準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳 標準化補正	環境 0.0	環境 +42.0		
	前年指定基準地の価格 67,300 円/m <sup>2</sup>	[ 98.1 ] 100	[ 100 ] [ 100 ]	[ 100 ] [ 234.5 ]	[ 106.0 ] 100	29,800		画地 0.0	行政 -2.0		
								行政 0.0	その他 0.0		
(10) 対年らの標準地の検討	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 30,200 円/m <sup>2</sup>	(3) 価格変動状況 形成要因の	[一般的要因]		国道 21 号バイパス沿いにおいて、新規の大型店舗の進出が旺盛である一方、既存の町内商業地は新規出店がなく、廃業化も顕著である。						
	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地		[地域要因]		駅利用者の減少、既存商店主の高齢化、後継者の不在及び新規出店需要の低迷等、地域を取り巻く状況は厳しい。						
	標準地番号 - 公示価格 円/m <sup>2</sup>		[個別的要因]		個別的要因に変動はない。						
	② 変動率 年間 -1.3 % 半年間 %										

# 鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26 年 7 月 18 日 提出  
御嵩（県） 9-1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	東濃不動産鑑定事務所							
御嵩（県） 9-1		岐阜県	岐阜第 1 分科会	氏名	不動産鑑定士 牧野 信人		印					
鑑定評価額		146,000,000 円		1 m <sup>2</sup> 当たりの価格		20,300 円/m <sup>2</sup>						
1 基本的事項												
(1) 価格時点		平成 26 年 7 月 1 日		(4) 鑑定評価日	平成 26 年 7 月 7 日		(6) 路線価又は倍率 倍率種別	[平成 26 年 1 月] 路線価又は倍率	円/m <sup>2</sup>			
(2) 実地調査日		平成 26 年 7 月 2 日		(5) 価格の種類	正常価格			1.1 倍				
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児郡御嵩町御嵩字南山 2188 番 12				②地積 (m <sup>2</sup> )	7,172 ( )	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都) 工専 (60,200)					
	1:2	工場	大規模工場が建ち並ぶ郊外の工業団地	南東 9m 町道	水道	御嵩 3.3km	その他					
(2) 近隣地域	①範囲	東 200m、西 150m、南 300m、北 10m		②標準的使用	工場地							
	③標準的画地の形状等	間口 約 60.0m、奥行 約 120.0m、規模		7,000 m <sup>2</sup> 程度、形状 長方形								
	④地域的特性	特記	特にない	街	9m 町道	交通	御嵩駅 南東 3.3km	法令	(都) 工専 (60,200)			
	⑤地域要因の将来予測	丘陵地に開発された新興工業団地であったが、残区画が一となり、徐々に、工業団地として熟成化を予測する。高速交通網の整備により、工業団地として位置関係は良好で、地価は下り止まりの傾向にある。										
(3) 最有効使用の判定		工場地				(4) 対象基準地の個別的原因		ない				
(5) 鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格		20,300 円/m <sup>2</sup>							
		収益還元法	収益価格		/ 円/m <sup>2</sup>							
		原価法	積算価格		/ 円/m <sup>2</sup>							
		開発法	開発法による価格		/ 円/m <sup>2</sup>							
(6) 市場の特性		同一需給圏は、中央自動車道、東海環状自動車道及び東海北陸自動車道の利用を前提とした工場地で、具体的には御嵩町を主体に、隣接可児市等もとより、広く関市及び各務原市等を包含する。需要者の中心は、規模との関連から、全国的規模の事業者より、県内及び愛知県を活動の主とする事業者となる。海外拠点への移設、震災による内陸型工場地指向等、経済的・社会的要因にも作用され、規模等により区々で、需要の中心となる価格帯は見いだせない状況にある。										
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		岐阜県の工場経営の要諦は、自己所有あるいは事業用借地が主流で、貸工場の賃貸市場が形成されておらず、収益還元法の適用を断念した。一方、比準価格は、中央自動車道及び東海環状自動車道の利用を前提とした比較的の規模の大きいものを選択し、また、価格決定に際しては、規模格差等にも配慮しており、信頼性は高い。自用の取引が大半であることから、公示価格を標準とした価格との検討を踏まえ、比準価格を採用し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8) 公示標準価格とした	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 多治見 9-1	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別の要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	+1.0
	公示価格 28,600 円/m <sup>2</sup>	[ 99.9 ] 100	[ 100 ] [ 103.0 ]	[ 100 ] [ 136.4 ]	[ 100 ] 100	20,300		交通	0.0	交通	-6.2	
(9) 指定からの基準地検討	① 指定基準地番号 -	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別の要因の比較	⑥ 対象基準地の比準価格 (円/m <sup>2</sup> )	(7) 内訳 標準化補正	環境	0.0	環境	環境	+44.0
	前年指定基準地の価格 円/m <sup>2</sup>	[ ] 100	[ 100 ] [ ]	[ 100 ] [ ]	[ 100 ] 100			画地	+3.0	行政	0.0	行政
(10) 対年の標準地の検討	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 20,400 円/m <sup>2</sup>	(3) 価格変動状況 形成要因の	[一般的要因]		土岐 JTC 及び東海環状自動車道開通による三河地方へのアクセス等、交通の要衝としての地位を磐石なものとしつつある。							
	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 -		[地域要因]		工業団地内操業企業による熟成化が進行しつつあるほか、価格形成に影響を及ぼす地域要因の変化は見られない。							
	公示価格 円/m <sup>2</sup>		[個別の要因]		個別の要因に変動はない。							
	② 変動率 年間 -0.5 %		年間	半年間	%							